

第5号議案 定款の変更(案)について

D P I 北海道会議理事会は、本議案について、定款第23条に基づき以下のとおり定款変更についてD P I 北海道ブロック会議総会の議決を求める。

変更前	変更後
<p>第4章 役員及び職員 (種別及び定数)</p> <p>第13条 この団体に次の役員及び理事を置く。</p> <p>(1) 理事 10人以上 25人以内</p> <p>(2) 監事 3人以内</p> <p>2 理事のうち、1人を議長、2ないし3人を副議長、1人を事務局長、<u>3人以内</u>を事務局次長とすることができる。</p>	<p>第4章 役員及び職員 (種別及び定数)</p> <p>第13条 この団体に次の役員及び理事を置く。</p> <p>(1) 理事 10人以上 25人以内</p> <p>(2) 監事 3人以内</p> <p>2 理事のうち、1人を議長、2ないし3人を副議長、1人を事務局長、<u>若干名</u>を事務局次長とすることができる。</p>